

| | |
|---------|--|
| 質問 | 古熊神社(山口市)の本殿が戦前に国宝だったというのはほんとうか。国宝でなくなったのは、GHQが介入したためなのか。 |
| 回答 | <p>『山口市史 昭和8年版』(Y217.1ヤマ)には、古熊神社について「昭和四年七月一日国宝たる建造物となる」という記述がある。</p> <p>『古熊郷土誌』(Y217.1シマ)には「大正6年8月に至り本殿が国宝建築物に指定され特別保護を受くることになった。(昭和25年、今までの古社寺保存法が文化財保護法と改正され重要文化財となる。)」と記されている。</p> <p>戦前の法律では、明治30年に古社寺保存法が制定され、昭和4年に国宝保護法が制定されている。古熊神社が国宝だったのは、ここで指定されたもの。</p> <p>戦後、昭和25年に「文化財保護法」が制定されたため、「国宝保護法」が廃止され、それまでの国宝は重要文化財と呼ばれるようになった。</p> <p>文化財保護法は、昭和24年1月に法隆寺の壁画が火災で焼失したことをきっかけとして議員立法により制定されたもので、とくにGHQが介入したような事実は見当たらない。</p> <p>文化財保護法では、重要文化財の中でも特に重要なものを「国宝」と指定することになり、「国宝」にあたるものの範囲が狭くなったため、古熊神社は国宝でない重要文化財となった。(参考、中村賢二郎著「文化財保護制度概説」ほか)</p> |
| 回答のプロセス | |
| 資料 | <p>『山口市史 昭和8年版』(Y217.1ヤマ)</p> <p>清水正雄『古熊郷土誌』(Y217.1シマ)</p> <p>中村賢二郎『文化財保護制度概説』(709ナケ)</p> |
| 備考 | |